

経済産業省

20210317 資電部第 1 号

20210317 資省部第 1 号

令和 3 年 3 月 18 日

北海道電力ネットワーク株式会社

代表取締役社長 藪下 裕己 殿

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部長 松山 泰浩

省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金及び再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金に関する追加的対応について(要請)

この冬の厳しい寒さと天候不順等による電力需給の逼迫により、本年 1 月の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は 63.07 円/kWh となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにするため、経済産業省は、一般送配電事業者に対する要請を経て、1 月のインバランス料金及び再エネ電気卸供給に係る料金を 8 月（後者は 7 月）まで分割して支払うことができる措置を講じてきたところです。

こうした中、3 月 5 日（金）に、1 月のインバランス料金の確報値が平均 77.65 円/kWh と公表され、これまで順次公表されてきた速報値の平均 59.20 円/kWh と比べて大きく乖離した状況となり、速報値を前提として当面の資金繰りを検討していた小売電気事業者、ひいては需要家へ更なる影響も考えられます。

このため、本事象は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108

号) 第 18 条第 2 項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を本年 3 月 19 日 (金) までにとることを要請いたします。

記

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

2021 年 2 月 12 日 (金) に認可したインバランス料金の支払の分割措置について、申請期限を 2021 年 3 月 15 日 (月) から 2021 年 3 月 25 日 (木) まで延長するとともに、1 月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、2021 年 12 月までの最大 9 か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

2021 年 2 月 12 日 (金) に承認した再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金の支払の分割措置について、インバランス料金に係る措置と同様、需要家保護の観点から 2021 年 2 月 15 日 (月) までに経済産業省に対して申入れした場合の申請期限を 2021 年 3 月 15 日 (月) から 2021 年 3 月 25 日 (木) まで延長するとともに、1 月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、2021 年 12 月までの最大 9 か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

以 上

経済産業省

20210317 資電部第1号

20210317 資省部第1号

令和3年3月18日

東北電力ネットワーク株式会社

取締役社長 坂本 光弘 殿

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部長 松山 泰浩

省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金及び再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金に関する追加的対応について(要請)

この冬の厳しい寒さと天候不順等による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場(スポット市場)の月間平均価格は63.07円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となりました。

電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにするため、経済産業省は、一般送配電事業者に対する要請を経て、1月のインバランス料金及び再エネ電気卸供給に係る料金を8月(後者は7月)まで分割して支払うことができる措置を講じてきたところです。

こうした中、3月5日(金)に、1月のインバランス料金の確報値が平均77.65円/kWhと公表され、これまで順次公表されてきた速報値の平均59.20円/kWhと比べて大きく乖離した状況となり、速報値を前提として当面の資金繰りを検討していた小売電気事業者、ひいては需要家へ更なる影響も考えられます。

このため、本事象は、電気事業法(昭和39年法律第170号)第18条第2項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108

号) 第 18 条第 2 項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難しい特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を本年 3 月 19 日 (金) までにとることを要請いたします。

記

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

2021 年 2 月 12 日 (金) に認可したインバランス料金の支払の分割措置について、申請期限を 2021 年 3 月 15 日 (月) から 2021 年 3 月 25 日 (木) まで延長するとともに、1 月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、2021 年 12 月までの最大 9 か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

2021 年 2 月 12 日 (金) に承認した再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金の支払の分割措置について、インバランス料金に係る措置と同様、需要家保護の観点から 2021 年 2 月 15 日 (月) までに経済産業省に対して申入れした場合の申請期限を 2021 年 3 月 15 日 (月) から 2021 年 3 月 25 日 (木) まで延長するとともに、1 月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、2021 年 12 月までの最大 9 か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

以 上

経済産業省

20210317 資電部第1号

20210317 資省部第1号

令和3年3月18日

東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 金子 禎則 殿

経済産業省資源エネルギー庁
電力・ガス事業部長 松山 泰浩

省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金及び再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金に関する追加的対応について(要請)

この冬の厳しい寒さと天候不順等による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場(スポット市場)の月間平均価格は63.07円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となりました。

電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにするため、経済産業省は、一般送配電事業者に対する要請を経て、1月のインバランス料金及び再エネ電気卸供給に係る料金を8月(後者は7月)まで分割して支払うことができる措置を講じてきたところです。

こうした中、3月5日(金)に、1月のインバランス料金の確報値が平均77.65円/kWhと公表され、これまで順次公表されてきた速報値の平均59.20円/kWhと比べて大きく乖離した状況となり、速報値を前提として当面の資金繰りを検討していた小売電気事業者、ひいては需要家へ更なる影響も考えられます。

このため、本事象は、電気事業法(昭和39年法律第170号)第18条第2項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108

号) 第 18 条第 2 項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を本年 3 月 19 日 (金) までにとることを要請いたします。

記

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

2021 年 2 月 12 日 (金) に認可したインバランス料金の支払の分割措置について、申請期限を 2021 年 3 月 15 日 (月) から 2021 年 3 月 25 日 (木) まで延長するとともに、1 月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、2021 年 12 月までの最大 9 か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

2021 年 2 月 12 日 (金) に承認した再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金の支払の分割措置について、インバランス料金に係る措置と同様、需要家保護の観点から 2021 年 2 月 15 日 (月) までに経済産業省に対して申入れした場合の申請期限を 2021 年 3 月 15 日 (月) から 2021 年 3 月 25 日 (木) まで延長するとともに、1 月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、2021 年 12 月までの最大 9 か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

以 上

経済産業省

20210317 資電部第 1 号

20210317 資省部第 1 号

令和 3 年 3 月 18 日

中部電力パワーグリッド株式会社

代表取締役 社長執行役員 市川 弥生次 殿

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部長 松山 泰浩

省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金及び再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金に関する追加的対応について(要請)

この冬の厳しい寒さと天候不順等による電力需給の逼迫により、本年 1 月の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は 63.07 円/kWh となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにするため、経済産業省は、一般送配電事業者に対する要請を経て、1 月のインバランス料金及び再エネ電気卸供給に係る料金を 8 月（後者は 7 月）まで分割して支払うことができる措置を講じてきたところです。

こうした中、3 月 5 日（金）に、1 月のインバランス料金の確報値が平均 77.65 円/kWh と公表され、これまで順次公表されてきた速報値の平均 59.20 円/kWh と比べて大きく乖離した状況となり、速報値を前提として当面の資金繰りを検討していた小売電気事業者、ひいては需要家へ更なる影響も考えられます。

このため、本事象は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108

号) 第 18 条第 2 項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を本年 3 月 19 日 (金) までにとることを要請いたします。

記

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

2021 年 2 月 12 日 (金) に認可したインバランス料金の支払の分割措置について、申請期限を 2021 年 3 月 15 日 (月) から 2021 年 3 月 25 日 (木) まで延長するとともに、1 月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、2021 年 12 月までの最大 9 か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

2021 年 2 月 12 日 (金) に承認した再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金の支払の分割措置について、インバランス料金に係る措置と同様、需要家保護の観点から 2021 年 2 月 15 日 (月) までに経済産業省に対して申入れした場合の申請期限を 2021 年 3 月 15 日 (月) から 2021 年 3 月 25 日 (木) まで延長するとともに、1 月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、2021 年 12 月までの最大 9 か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

以 上

経済産業省

20210317 資電部第1号

20210317 資省部第1号

令和3年3月18日

北陸電力送配電株式会社

代表取締役社長 水野 弘一 殿

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部長 松山 泰浩

省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金及び再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金に関する追加的対応について(要請)

この冬の厳しい寒さと天候不順等による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場(スポット市場)の月間平均価格は63.07円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となりました。

電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにするため、経済産業省は、一般送配電事業者に対する要請を経て、1月のインバランス料金及び再エネ電気卸供給に係る料金を8月(後者は7月)まで分割して支払うことができる措置を講じてきたところです。

こうした中、3月5日(金)に、1月のインバランス料金の確報値が平均77.65円/kWhと公表され、これまで順次公表されてきた速報値の平均59.20円/kWhと比べて大きく乖離した状況となり、速報値を前提として当面の資金繰りを検討していた小売電気事業者、ひいては需要家へ更なる影響も考えられます。

このため、本事象は、電気事業法(昭和39年法律第170号)第18条第2項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108

号) 第 18 条第 2 項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を本年 3 月 19 日 (金) までにとることを要請いたします。

記

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

2021 年 2 月 12 日 (金) に認可したインバランス料金の支払の分割措置について、申請期限を 2021 年 3 月 15 日 (月) から 2021 年 3 月 25 日 (木) まで延長するとともに、1 月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、2021 年 12 月までの最大 9 か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

2021 年 2 月 12 日 (金) に承認した再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金の支払の分割措置について、インバランス料金に係る措置と同様、需要家保護の観点から 2021 年 2 月 15 日 (月) までに経済産業省に対して申入れした場合の申請期限を 2021 年 3 月 15 日 (月) から 2021 年 3 月 25 日 (木) まで延長するとともに、1 月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、2021 年 12 月までの最大 9 か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

以 上

経済産業省

20210317 資電部第1号

20210317 資省部第1号

令和3年3月18日

関西電力送配電株式会社

代表取締役社長 土井 義宏 殿

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部長 松山 泰浩

省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金及び再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金に関する追加的対応について(要請)

この冬の厳しい寒さと天候不順等による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場(スポット市場)の月間平均価格は63.07円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となりました。

電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにするため、経済産業省は、一般送配電事業者に対する要請を経て、1月のインバランス料金及び再エネ電気卸供給に係る料金を8月(後者は7月)まで分割して支払うことができる措置を講じてきたところです。

こうした中、3月5日(金)に、1月のインバランス料金の確報値が平均77.65円/kWhと公表され、これまで順次公表されてきた速報値の平均59.20円/kWhと比べて大きく乖離した状況となり、速報値を前提として当面の資金繰りを検討していた小売電気事業者、ひいては需要家へ更なる影響も考えられます。

このため、本事象は、電気事業法(昭和39年法律第170号)第18条第2項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108

号) 第 18 条第 2 項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を本年 3 月 19 日 (金) までにとることを要請いたします。

記

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

2021 年 2 月 12 日 (金) に認可したインバランス料金の支払の分割措置について、申請期限を 2021 年 3 月 15 日 (月) から 2021 年 3 月 25 日 (木) まで延長するとともに、1 月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、2021 年 12 月までの最大 9 か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

2021 年 2 月 12 日 (金) に承認した再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金の支払の分割措置について、インバランス料金に係る措置と同様、需要家保護の観点から 2021 年 2 月 15 日 (月) までに経済産業省に対して申入れした場合の申請期限を 2021 年 3 月 15 日 (月) から 2021 年 3 月 25 日 (木) まで延長するとともに、1 月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、2021 年 12 月までの最大 9 か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

以 上

経済産業省

20210317 資電部第 1 号

20210317 資省部第 1 号

令和 3 年 3 月 18 日

中国電力ネットワーク株式会社

代表取締役社長 松岡 秀夫 殿

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部長 松山 泰浩

省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金及び再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金に関する追加的対応について(要請)

この冬の厳しい寒さと天候不順等による電力需給の逼迫により、本年 1 月の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は 63.07 円/kWh となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにするため、経済産業省は、一般送配電事業者に対する要請を経て、1 月のインバランス料金及び再エネ電気卸供給に係る料金を 8 月（後者は 7 月）まで分割して支払うことができる措置を講じてきたところです。

こうした中、3 月 5 日（金）に、1 月のインバランス料金の確報値が平均 77.65 円/kWh と公表され、これまで順次公表されてきた速報値の平均 59.20 円/kWh と比べて大きく乖離した状況となり、速報値を前提として当面の資金繰りを検討していた小売電気事業者、ひいては需要家へ更なる影響も考えられます。

このため、本事象は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108

号) 第 18 条第 2 項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を本年 3 月 19 日 (金) までにとることを要請いたします。

記

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

2021 年 2 月 12 日 (金) に認可したインバランス料金の支払の分割措置について、申請期限を 2021 年 3 月 15 日 (月) から 2021 年 3 月 25 日 (木) まで延長するとともに、1 月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、2021 年 12 月までの最大 9 か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

2021 年 2 月 12 日 (金) に承認した再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金の支払の分割措置について、インバランス料金に係る措置と同様、需要家保護の観点から 2021 年 2 月 15 日 (月) までに経済産業省に対して申入れした場合の申請期限を 2021 年 3 月 15 日 (月) から 2021 年 3 月 25 日 (木) まで延長するとともに、1 月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、2021 年 12 月までの最大 9 か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

以 上

経済産業省

20210317 資電部第 1 号

20210317 資省部第 1 号

令和 3 年 3 月 18 日

四国電力送配電株式会社

取締役社長 横井 郁夫 殿

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部長 松山 泰浩

省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金及び再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金に関する追加的対応について(要請)

この冬の厳しい寒さと天候不順等による電力需給の逼迫により、本年 1 月の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は 63.07 円/kWh となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにするため、経済産業省は、一般送配電事業者に対する要請を経て、1 月のインバランス料金及び再エネ電気卸供給に係る料金を 8 月（後者は 7 月）まで分割して支払うことができる措置を講じてきたところです。

こうした中、3 月 5 日（金）に、1 月のインバランス料金の確報値が平均 77.65 円/kWh と公表され、これまで順次公表されてきた速報値の平均 59.20 円/kWh と比べて大きく乖離した状況となり、速報値を前提として当面の資金繰りを検討していた小売電気事業者、ひいては需要家へ更なる影響も考えられます。

このため、本事象は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108

号) 第 18 条第 2 項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を本年 3 月 19 日 (金) までにとることを要請いたします。

記

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

2021 年 2 月 12 日 (金) に認可したインバランス料金の支払の分割措置について、申請期限を 2021 年 3 月 15 日 (月) から 2021 年 3 月 25 日 (木) まで延長するとともに、1 月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、2021 年 12 月までの最大 9 か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

2021 年 2 月 12 日 (金) に承認した再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金の支払の分割措置について、インバランス料金に係る措置と同様、需要家保護の観点から 2021 年 2 月 15 日 (月) までに経済産業省に対して申入れした場合の申請期限を 2021 年 3 月 15 日 (月) から 2021 年 3 月 25 日 (木) まで延長するとともに、1 月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、2021 年 12 月までの最大 9 か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

以 上

経済産業省

20210317 資電部第1号

20210317 資省部第1号

令和3年3月18日

九州電力送配電株式会社

代表取締役社長 廣渡 健 殿

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部長 松山 泰浩

省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金及び再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金に関する追加的対応について(要請)

この冬の厳しい寒さと天候不順等による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場(スポット市場)の月間平均価格は63.07円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となりました。

電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにするため、経済産業省は、一般送配電事業者に対する要請を経て、1月のインバランス料金及び再エネ電気卸供給に係る料金を8月(後者は7月)まで分割して支払うことができる措置を講じてきたところです。

こうした中、3月5日(金)に、1月のインバランス料金の確報値が平均77.65円/kWhと公表され、これまで順次公表されてきた速報値の平均59.20円/kWhと比べて大きく乖離した状況となり、速報値を前提として当面の資金繰りを検討していた小売電気事業者、ひいては需要家へ更なる影響も考えられます。

このため、本事象は、電気事業法(昭和39年法律第170号)第18条第2項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108

号) 第 18 条第 2 項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を本年 3 月 19 日 (金) までにとることを要請いたします。

記

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

2021 年 2 月 12 日 (金) に認可したインバランス料金の支払の分割措置について、申請期限を 2021 年 3 月 15 日 (月) から 2021 年 3 月 25 日 (木) まで延長するとともに、1 月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、2021 年 12 月までの最大 9 か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

2021 年 2 月 12 日 (金) に承認した再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金の支払の分割措置について、インバランス料金に係る措置と同様、需要家保護の観点から 2021 年 2 月 15 日 (月) までに経済産業省に対して申入れした場合の申請期限を 2021 年 3 月 15 日 (月) から 2021 年 3 月 25 日 (木) まで延長するとともに、1 月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、2021 年 12 月までの最大 9 か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

以 上

経済産業省

20210317 資電部第1号

20210317 資省部第1号

令和3年3月18日

沖縄電力株式会社

代表取締役社長 本永 浩之 殿

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部長 松山 泰浩

省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金及び再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金に関する追加的対応について(要請)

この冬の厳しい寒さと天候不順等による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場(スポット市場)の月間平均価格は63.07円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となりました。

電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにするため、経済産業省は、一般送配電事業者に対する要請を経て、1月のインバランス料金及び再エネ電気卸供給に係る料金を8月(後者は7月)まで分割して支払うことができる措置を講じてきたところです。

こうした中、3月5日(金)に、1月のインバランス料金の確報値が平均77.65円/kWhと公表され、これまで順次公表されてきた速報値の平均59.20円/kWhと比べて大きく乖離した状況となり、速報値を前提として当面の資金繰りを検討していた小売電気事業者、ひいては需要家へ更なる影響も考えられます。

このため、本事象は、電気事業法(昭和39年法律第170号)第18条第2項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108

号) 第 18 条第 2 項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を本年 3 月 19 日 (金) までにとることを要請いたします。

記

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

2021 年 2 月 12 日 (金) に認可したインバランス料金の支払の分割措置について、申請期限を 2021 年 3 月 15 日 (月) から 2021 年 3 月 25 日 (木) まで延長するとともに、1 月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、2021 年 12 月までの最大 9 か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

2021 年 2 月 12 日 (金) に承認した再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金の支払の分割措置について、インバランス料金に係る措置と同様、需要家保護の観点から 2021 年 2 月 15 日 (月) までに経済産業省に対して申入れした場合の申請期限を 2021 年 3 月 15 日 (月) から 2021 年 3 月 25 日 (木) まで延長するとともに、1 月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、2021 年 12 月までの最大 9 か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

以 上